［二～四　略］	［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第二条　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
あおぞら信託銀行株式会社	あおぞら信託銀行株式会社
［略］	株式会社しんきん信託銀行
	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正）

第三条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］	［同上］
あおぞら信託銀行株式会社	あおぞら信託銀行株式会社
［略］	株式会社しんきん信託銀行
	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部改正）

第四条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
［号を削る。］	十二　株式会社しんきん信託銀行
十二　［略］	十三　［同上］
十三　［略］	十四　［同上］
十四　［略］	十五　［同上］
十五　［略］	十六　［同上］
十六　［略］	十七　［同上］
十七　［略］	十八　［同上］
十八　［略］	十九　［同上］
十九　［略］	二十　［同上］
二十　［略］	二十一　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。